

令和5年 第2回 福岡市東区選挙管理委員会

2月20日(月)

【 議 題 】

- 1 議案第3号 選挙人名簿から抹消する者について
- 2 議案第4号 在外選挙人名簿への登録の移転をする者について
- 3 議案第5号 選挙人名簿の登録の移替えの延期について
- 4 議案第6号 福岡県議会議員一般選挙及び福岡市議会議員一般選挙における不在者投票のための投票用紙及び投票用封筒を郵便等をもって発送を開始する日について
- 5 議案第7号 福岡県議会議員一般選挙及び福岡市議会議員一般選挙における特定国外派遣組織に属する選挙人の不在者投票のための投票用紙及び投票用封筒を交付又は郵便等をもって発送を開始する日について
- 6 議案第8号 福岡県議会議員一般選挙及び福岡市議会議員一般選挙における特例郵便等投票のための投票用紙及び投票用封筒を郵便等をもって発送を開始する日について
- 7 議案第9号 福岡県議会議員一般選挙及び福岡市議会議員一般選挙における不在者投票のための投票用紙及び投票用封筒の交付場所について
- 8 議案第10号 福岡県議会議員一般選挙及び福岡市議会議員一般選挙における投票所内の候補者の氏名等掲示の掲載順序を定めるくじを行う場所及び日時について
- 9 議案第11号 福岡県議会議員一般選挙及び福岡市議会議員一般選挙における投票所内の候補者の氏名等掲示の掲載順序を定めるくじの方法について

< 次 回 >

委員会 令和5年3月1日(水) 午前10時00分～

議案第3号

選挙人名簿から抹消する者について

選挙人名簿から次の者を抹消する。

令和5年2月20日

福岡市東区選挙管理委員会
委員長 渡辺裕江

- | | | |
|---|-----------|-----------|
| 1 | 抹消する者の数 | 962人 |
| | 内訳 死亡者 | 319人 |
| | 市外転出者 | 643人 |
| 2 | 抹消する者の氏名等 | 別紙のとおり |
| 3 | 抹消年月日 | 令和5年2月20日 |

(根拠)

・議決 公職選挙法第28条の規定による。

第二十八条(登録の抹消)

市町村の選挙管理委員会は、当該市町村の選挙人名簿に登録されている者について次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、これらの者を直ちに選挙人名簿から抹消しなければならない。この場合において、第四号に該当するに至ったときは、その旨を告示しなければならない。

- 一 死亡したこと又は日本の国籍を失ったことを知ったとき。
- 二 前条第一項又は第二項の表示をされた者が当該市町村の区域内に住所を有しなくなった日後四箇月を経過するに至ったとき。
- 三 第三十条の六第二項の規定による第三十条の二第三項に規定する在外選挙人名簿への登録の移転をすることとするとき。
- 四 登録の際に登録されるべきでなかつたことを知ったとき。

※前条第一項の規定

第二十七条(表示及び訂正等)

(一部略) 市町村の区域内に住所を有しなくなったことを知った場合には、直ちに選挙人名簿にその旨の表示をしなければならない。

令和5年2月20日 抹消者数

投 票 区	死亡者合計			転出者合計			抹消者計		
	男	女	計	男	女	計	男	女	計
1 馬出第一	0	0	0	10	14	24	10	14	24
2 馬出第二	6	6	12	10	12	22	16	18	34
3 箱崎第一	7	3	10	17	11	28	24	14	38
4 箱崎第二	3	5	8	11	7	18	14	12	26
5 箱崎第三	4	5	9	9	5	14	13	10	23
6 菅松第一	1	1	2	16	9	25	17	10	27
7 菅松第二	1	4	5	15	13	28	16	17	33
8 菅松第三	2	2	4	13	13	26	15	15	30
9 松島第一	1	1	2	18	9	27	19	10	29
10 松島第二	0	4	4	7	6	13	7	10	17
11 名島第一	5	4	9	10	5	15	15	9	24
12 名島第二	8	3	11	4	4	8	12	7	19
13 千早	4	2	6	11	13	24	15	15	30
14 千早西	3	4	7	12	1	13	15	5	20
15 香陵	1	0	1	4	4	8	5	4	9
16 香椎浜	1	6	7	5	8	13	6	14	20
17 城浜	3	4	7	0	1	1	3	5	8
18 多々良第一	6	5	11	18	13	31	24	18	42
19 多々良第二	1	4	5	4	4	8	5	8	13
20 八田	3	8	11	4	2	6	7	10	17
21 青葉第一	5	3	8	1	4	5	6	7	13
22 青葉第二	2	3	5	1	2	3	3	5	8
23 舞松原第一	3	1	4	3	3	6	6	4	10
24 舞松原第二	8	5	13	3	6	9	11	11	22
25 若宮第一	5	6	11	3	2	5	8	8	16
26 若宮第二	2	4	6	6	5	11	8	9	17
27 香椎第一	2	2	4	11	4	15	13	6	19
28 香椎第二	1	1	2	15	12	27	16	13	29
29 香椎下原第一	3	2	5	5	5	10	8	7	15
30 香椎下原第二	9	9	18	11	4	15	20	13	33
31 香椎東第一	3	4	7	8	5	13	11	9	20
32 香椎東第二	2	2	4	4	4	8	6	6	12
33 香住ヶ丘第一	5	3	8	13	14	27	18	17	35
34 香住ヶ丘第二	4	5	9	3	3	6	7	8	15
35 和白第一	3	0	3	8	8	16	11	8	19
36 和白第二	4	6	10	7	8	15	11	14	25
37 三苦	1	1	2	9	10	19	10	11	21
38 奈多第一	4	10	14	3	3	6	7	13	20
39 奈多第二	1	1	2	2	1	3	3	2	5
40 美和台第一	7	4	11	7	5	12	14	9	23
41 美和台第二	2	6	8	7	5	12	9	11	20
42 和白東第一	7	3	10	6	5	11	13	8	21
43 和白東第二	6	0	6	7	4	11	13	4	17
44 西戸崎第一	4	0	4	3	2	5	7	2	9
45 西戸崎第二	0	3	3	0	2	2	0	5	5
46 志賀第一	3	1	4	0	0	0	3	1	4
47 志賀第二	0	0	0	0	0	0	0	0	0
48 志賀第三	0	0	0	0	0	0	0	0	0
49 照葉第一	3	0	3	2	5	7	5	5	10
50 照葉第二	4	0	4	6	6	12	10	6	16
合 計	163	156	319	352	291	643	515	447	962

議案第4号

在外選挙人名簿への登録の移転をする者について

在外選挙人名簿への登録の移転をされる資格を有する者を、次のとおり選挙人名簿から抹消すると同時に在外選挙人名簿に登録する。

令和5年2月20日

福岡市東区選挙管理委員会
委員長 渡辺裕江

- 1 選挙人名簿から抹消すると同時に在外選挙人名簿に登録する者の数
1人
- 2 選挙人名簿から抹消すると同時に在外選挙人名簿に登録する者の氏名等
別紙のとおり
- 3 選挙人名簿から抹消すると同時に在外選挙人名簿に登録する年月日
令和5年2月20日

(根拠)

・議決 公職選挙法第30条の6第2項の規定による。

第三十条の六（在外選挙人名簿の登録等）

- 2 市町村の選挙管理委員会は、前条第四項の規定による申請をした者が当該市町村における第三十条の四第二項に定める在外選挙人名簿への登録の移転をされる資格を有する者である場合には、遅滞なく、当該申請をした者について在外選挙人名簿への登録の移転をしなければならない。

※前条第四項の規定

第三十条の五（在外選挙人名簿の登録の申請等）

- 4 （省略）国外転出届がされた市町村の選挙人名簿に登録されているものは、政令で定めるところにより、同日までに、文書で、当該市町村の選挙管理委員会に在外選挙人名簿への登録の移転の申請をすることができる。

選挙人名簿登録者数調べ

投票区	令和5年1月20日現在登録者数			令和5年2月20日消			移			替			令和5年2月20日現在在外移転者数			令和5年2月20日現在登録者数						
	男	女	計	男	女	計	抹消			登録			男	女	計	男	女	計				
							男	女	計	男	女	計										
1 馬出第一	2,644	2,996	5,640	10	14	24												0	2,634	2,982	5,616	
2 馬出第二	2,178	2,312	4,490	16	18	34													0	2,162	2,294	4,456
3 箱崎第一	2,615	3,000	5,615	24	14	38													0	2,591	2,986	5,577
4 箱崎第二	3,005	2,981	5,986	14	12	26													0	2,991	2,969	5,960
5 箱崎第三	2,804	3,265	6,069	13	10	23													0	2,791	3,255	6,046
6 菅松第一	2,853	2,600	5,453	17	10	27													0	2,836	2,590	5,426
7 菅松第二	3,700	3,771	7,471	16	17	33													0	3,684	3,754	7,438
8 菅松第三	3,167	2,869	6,036	15	15	30													0	3,152	2,854	6,006
9 松島第一	2,965	2,458	5,423	19	10	29													0	2,946	2,448	5,394
10 松島第二	3,143	3,195	6,338	7	10	17													0	3,136	3,185	6,321
11 名島第一	4,501	4,931	9,432	15	9	24													0	4,486	4,922	9,408
12 名島第二	1,918	2,094	4,012	12	7	19													0	1,906	2,087	3,993
13 千早	4,570	5,957	10,527	15	15	30													0	4,555	5,942	10,497
14 千早西	2,470	2,878	5,348	15	5	20													0	2,455	2,873	5,328
15 香陵	2,058	2,493	4,551	5	4	9													0	2,053	2,489	4,542
16 香椎浜	2,697	3,571	6,268	6	14	20													0	2,691	3,557	6,248
17 城浜	1,080	1,504	2,584	3	5	8													0	1,077	1,499	2,576
18 多々良第一	4,916	4,393	9,309	24	18	42													0	4,892	4,375	9,267
19 多々良第二	1,032	1,187	2,219	5	8	13													0	1,027	1,179	2,206
20 八田	2,494	3,131	5,625	7	10	17													0	2,487	3,121	5,608
21 青葉第一	2,496	2,920	5,416	6	7	13													0	2,490	2,913	5,403
22 青葉第二	1,970	2,202	4,172	3	5	8													0	1,967	2,197	4,164
23 舞松原第一	1,738	1,992	3,730	6	4	10													0	1,732	1,988	3,720
24 舞松原第二	2,148	2,561	4,709	11	11	22													0	2,137	2,550	4,687
25 若宮第一	2,423	2,661	5,084	8	8	16													0	2,415	2,653	5,068
26 若宮第二	1,428	1,501	2,929	8	9	17													0	1,420	1,492	2,912
27 香椎第一	2,842	3,094	5,936	13	6	19													0	2,829	3,088	5,917
28 香椎第二	2,216	2,542	4,758	16	13	29													0	2,200	2,529	4,729
29 香椎下原第一	1,597	1,664	3,261	8	7	15													0	1,589	1,657	3,246
30 香椎下原第二	4,513	4,119	8,632	20	13	33													0	4,493	4,106	8,599
31 香椎東第一	2,927	3,152	6,079	11	9	20													0	2,916	3,143	6,059
32 香椎東第二	2,443	2,716	5,159	6	6	12													0	2,437	2,710	5,147
33 香住ヶ丘第一	4,511	4,363	8,874	18	17	35													0	4,493	4,346	8,839
34 香住ヶ丘第二	2,370	2,771	5,141	7	8	15													0	2,363	2,763	5,126
35 和白第一	2,405	2,583	4,988	11	8	19													0	2,394	2,575	4,969
36 和白第二	2,765	3,106	5,871	11	14	25												1	1	2,753	3,092	5,845
37 三苫	3,555	3,826	7,381	10	11	21													0	3,545	3,815	7,360
38 奈多第一	2,338	2,716	5,054	7	13	20													0	2,331	2,703	5,034
39 奈多第二	1,179	1,392	2,571	3	2	5													0	1,176	1,390	2,566
40 美和台第一	2,939	3,388	6,327	14	9	23													0	2,925	3,379	6,304
41 美和台第二	3,101	3,622	6,723	9	11	20													0	3,092	3,611	6,703
42 和白東第一	2,615	2,853	5,468	13	8	21													0	2,602	2,845	5,447
43 和白東第二	2,326	2,575	4,901	13	4	17													0	2,313	2,571	4,884
44 西戸崎第一	1,799	2,055	3,854	7	2	9													0	1,792	2,053	3,845
45 西戸崎第二	578	653	1,231	0	5	5													0	578	648	1,226
46 志賀第一	423	493	916	3	1	4													0	420	492	912
47 志賀第二	74	102	176	0	0	0													0	74	102	176
48 志賀第三	104	120	224	0	0	0													0	104	120	224
49 照葉第一	1,277	1,375	2,652	5	5	10													0	1,272	1,370	2,642
50 照葉第二	3,124	3,447	6,571	10	6	16													0	3,114	3,441	6,555
合計	123,034	134,150	257,184	515	447	962	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1	122,518	133,703	256,221

議案第5号

選挙人名簿の登録の移替えの延期について

令和5年4月9日執行の福岡県議会議員一般選挙及び福岡市議会議員一般選挙に関し、選挙人名簿の登録の移替えを同選挙の期日後に延期する期間を次のように定める。

令和5年2月20日

福岡市東区選挙管理委員会
委員長 渡辺裕江

移替えを延期する期間

令和5年3月10日から令和5年4月9日まで

(根拠)

- ・議決 公職選挙法施行令第17条ただし書及び地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律施行令第1条の規定による。

公職選挙法施行令

第十七条（登録の移替え）

市町村の選挙管理委員会は、選挙人名簿に登録されている者が当該市町村の区域内の他の投票区の区域内に住所を移したことを知ったときは、その者に係る登録の移替えをしなければならない。ただし、市町村の選挙管理委員会は、その事実を知ったときが次の各号に掲げる期間内であるときは、その登録の移替えを当該各号に規定する選挙の期日後に延期することができる。

- 一 任期満了による選挙にあつては、各選挙につき、その任期が終わる日の前六十日からその選挙の期日までの期間
- 二 その他の選挙にあつては、各選挙につき、その選挙を行なうべき事由が生じた日からその選挙の期日までの期間

地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律施行令

第一条（選挙人名簿の登録に関する規定等の取扱い）

地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律（以下「法」という。）第一条の規定により行われる選挙に係る次の表の上欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

<p>公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第二十二條第二項</p>	<p>当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会（衆議院比例代表選出議員又は参議院比例代表選出議員の選挙については、中央選挙管理会）が定めるところにより</p>	<p>地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律（平成二十六年法律第百二十五号）第一条の規定により行われる選挙については、それぞれ同法第二条各号に掲げる選挙の区分に応じ当該各号に定める日（以下この項及び次条第一項において「告示日」という。）の前日現在（当該市町村の選挙人名簿に登録される資格のうち選挙人の年齢については、選挙の期日現在）により告示日の前日に</p>
<p>公職選挙法第二十三條第一項</p>	<p>当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会（衆議院比例代表選出議員又は参議院比例代表選出議員の選挙については、中央選挙管理会）が定める期間</p>	<p>告示日に</p>
<p>公職選挙法第四十六條の二第二項及び第八十六條の四第七項</p>	<p>第三十三條第五項（第三十四條の二第五項において準用する場合を含む。）、第三十四條第六項又は第百十九條第三項の規定により告示した期日</p>	<p>地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律第一条第一項に規定する選挙の期日</p>
<p>公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第十七條第一号</p>	<p>その任期が終わる日の</p>	<p>地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律（平成二十六年法律第百二十五号）第一条第一項に規定する選挙の期日</p>
<p>公職選挙法施行令第四十九條の二第一項ただし書及び第二百二十七條の三</p>	<p>法第三十三條第五項（法第三十四條の二第五項において準用する場合を含む。）、第三十四條第六項又は第百十九條第三項の規定により告示した期日</p>	<p>地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律第一条第一項に規定する選挙の期日</p>

議案第6号

福岡県議会議員一般選挙及び福岡市議会議員一般選挙における不在者投票のための投票用紙及び投票用封筒を郵便等をもって発送を開始する日について

令和5年4月9日執行の福岡県議会議員一般選挙及び福岡市議会議員一般選挙における不在者投票のための投票用紙及び投票用封筒を郵便等をもって発送を開始する日を次のように定める。

令和5年2月20日

福岡市東区選挙管理委員会
委員長 渡辺裕江

郵便等をもって発送を開始する日

令和5年3月30日

(根拠)

・議決 公職選挙法施行令第53条第1項及び第59条の4第4項の規定による。

第五十三条（投票用紙、投票用封筒及び不在者投票証明書の交付）

市町村の選挙管理委員会の委員長は、第五十条第一項、第二項又は第四項の規定による投票用紙及び投票用封筒の交付の請求を受けた場合において、（略）投票用封筒の表面に当該選挙の種類を記入し、投票用紙及び投票用封筒の交付又は発送について、直ちに（郵便等をもって発送するときは、当該公示又は告示の日以前において市町村の選挙管理委員会の定める日以後直ちに）次に掲げる措置をとらなければならない。（略）

- 一 第五十条第一項の規定による請求を受けた場合には、選挙人に直接に交付し、又は郵便等をもって発送する。
- 二 第五十条第二項の規定による請求を受けた場合には、選挙人に直接に交付する。
- 三 第五十条第四項の規定による請求を受けた場合には、当該不在者投票の不在者投票管理者又はその代理人に交付し、又は郵便等をもって発送する。

第五十九条の四（郵便等による不在者投票における投票用紙及び投票用封筒の請求及び交付）

法第四十九条第二項に規定する選挙人は、（略）選挙の期日前四日までに、その登録されている選挙人名簿の属する市町村の選挙管理委員会の委員長に対して、当該選挙人が署名をした文書により、かつ、郵便等投票証明書を提示して、投票用紙及び投票用封筒の交付を請求することができる。

4 市町村の選挙管理委員会の委員長は、第一項の規定による投票用紙及び投票用封筒の請求を受けた場合において、(略)投票用封筒の表面に当該選挙の種類を記入し、直ちに(選挙の期日の公示又は告示の日以前に請求を受けた場合には、当該選挙の期日の公示又は告示の日以前において市町村の選挙管理委員会の定める日以後直ちに)投票用紙及び投票用封筒を当該選挙人に郵便等をもって発送しなければならない。

議案第7号

福岡県議会議員一般選挙及び福岡市議会議員一般選挙における特定国外派遣組織に属する選挙人の不在者投票のための投票用紙及び投票用封筒を交付又は郵便等をもって発送を開始する日について

令和5年4月9日執行の福岡県議会議員一般選挙及び福岡市議会議員一般選挙における特定国外派遣組織に属する選挙人の不在者投票のための投票用紙及び投票用封筒を交付又は郵便等をもって発送を開始する日を次のように定める。

令和5年2月20日

福岡市東区選挙管理委員会

委員長 渡辺裕江

交付又は郵便等をもって発送を開始する日

令和5年3月29日

(根拠)

・議決 公職選挙法施行令第59条の5の4第7項の規定による。

第五十九条の五の四（特定国外派遣隊員の不在者投票の特例）

7 市町村の選挙管理委員会の委員長は、第五項の規定による投票用紙及び投票用封筒の交付の請求を受けた場合において、当該請求に係る特定国外派遣隊員について、（略）投票用封筒の表面に当該選挙の種類を記入し、直ちに（第五項の規定により選挙の期日の公示又は告示の日以前に請求を受けた場合には、当該公示又は告示の日以前において市町村の選挙管理委員会の定める日以後直ちに）、第五項の規定による請求をした特定国外派遣組織の長又はその代理人に投票用紙及び投票用封筒を交付し、又は郵便等をもって発送しなければならない。（略）

議案第8号

福岡県議会議員一般選挙及び福岡市議会議員一般選挙における特例郵便等投票のための投票用紙及び投票用封筒を郵便等をもって発送を開始する日について

令和5年4月9日執行の福岡県議会議員一般選挙及び福岡市議会議員一般選挙における特例郵便等投票のための投票用紙及び投票用封筒を郵便等をもって発送を開始する日を次のように定める。

令和5年2月20日

福岡市東区選挙管理委員会
委員長 渡辺裕江

郵便等をもって発送を開始する日

令和5年3月30日

(根拠)

- ・議決 特定患者等の郵便等を用いて行う投票方法の特例に関する法律施行令第1条第3項の規定による。

特定患者等の郵便等を用いて行う投票方法の特例に関する法律施行令 第一条

特定患者等選挙人(特定患者等の郵便等を用いて行う投票方法の特例に関する法律(以下「法」という。)第三条第一項に規定する特定患者等選挙人をいう。次項及び第三項において同じ。))は、請求の時ににおいて同条第二項に規定する外出自粛要請等期間が同項に規定する選挙期間にかかると見込まれるときは、公職選挙法施行令(昭和二十五年政令第八十九号)第五十条第一項の規定による請求をし、又は同条第四項の規定により同条第一項の請求がされた場合を除くほか、当該選挙の期日前四日までに、その登録されている選挙人名簿又は在外選挙人名簿の属する市町村の選挙管理委員会の委員長に対して、当該特定患者等選挙人が署名(点字によるものを除く。以下この項において同じ。))をした文書により、かつ、法第二条第一号に規定する外出自粛要請又は同条第二号に規定する隔離・停留の措置に係る書面を提示して(法第三条第二項ただし書の規定の適用がある場合にあつては、当該特定患者等選挙人が署名をした文書により)、投票用紙及び投票用封筒の交付を請求することができる。

- 3 市町村の選挙管理委員会の委員長は、第一項の規定による投票用紙及び投票用封筒の請求を受けた場合において、その選挙に用いるべき選挙人名簿若しくはその抄本又は在外選挙人名簿若しくはその抄本と対照して(都道府県の議会の議員又は長の選挙において、前項第一号に掲げる者にあつては、併せて、その者について、同

項(同号に係る部分に限る。)の規定により提示された引続居住証明書類を確認し、又は住民基本台帳法(昭和四十二年法律第八十一号)第三十条の十第一項(第一号に係る部分に限る。)の規定により地方公共団体情報システム機構から提供を受けた機構保存本人確認情報(同法第三十条の九に規定する機構保存本人確認情報をいう。)に基づき引き続き当該都道府県の区域内に住所を有することを確認して)、その請求をした選挙人が特定患者等選挙人に該当し、かつ、法第三条第二項本文に規定するときに該当すると認めるときは、投票用封筒の表面に当該選挙の種類を記入し、直ちに(選挙の期日の公示又は告示の日以前に請求を受けた場合には、当該選挙の期日の公示又は告示の日以前において市町村の選挙管理委員会の定める日以後直ちに)投票用紙及び投票用封筒を当該選挙人に郵便等(法第一条に規定する郵便等をいう。)をもって発送しなければならない。この場合において、前項(第一号に係る部分を除く。)の規定により選挙人名簿登録証明書、南極選挙人証又は在外選挙人証の提示を受けたときは、当該選挙人名簿登録証明書、南極選挙人証又は在外選挙人証に、当該選挙の種類及び期日並びに当該選挙の特例郵便等投票(法第三条第二項に規定する特例郵便等投票をいう。次項及び次条において同じ。)の投票用紙及び投票用封筒を交付した旨を記入しなければならない。

議案第9号

福岡県議会議員一般選挙及び福岡市議会議員一般選挙における不在者投票のための投票用紙及び投票用封筒の交付場所について

令和5年4月9日執行の福岡県議会議員一般選挙及び福岡市議会議員一般選挙における不在者投票のための投票用紙及び投票用封筒の交付場所を次のように定め、告示する。

令和5年2月20日

福岡市東区選挙管理委員会
委員長 渡辺裕江

福岡市東区箱崎二丁目54番1号
福岡市東区選挙管理委員会事務局

(根拠)

・議決 公職選挙法第49条の規定による。

第四十九条（不在者投票）

前条第一項の選挙人の投票については、同項の規定によるほか、政令で定めるところにより、第四十二条第一項ただし書、第四十四条、第四十五条、第四十六条第一項から第三項まで、第四十八条及び第五十条の規定にかかわらず、不在者投票管理者の管理する投票を記載する場所において、投票用紙に投票の記載をし、これを封筒に入れて不在者投票管理者に提出する方法により行わせることができる。

(略)

※前条第一項の規定

第四十八条の二（期日前投票）

選挙の当日に次の各号に掲げる事由のいずれかに該当すると見込まれる選挙人の投票については、第四十四条第一項の規定にかかわらず、当該選挙の期日の公示又は告示があつた日の翌日から選挙の期日の前日までの間、期日前投票所において、行わせることができる。

- 一 職務若しくは業務又は総務省令で定める用務に従事すること。
- 二 用務（略）又は事故のためその属する投票区の区域外に旅行又は滞在をすること。
- 三 疾病、負傷、妊娠、老衰若しくは身体の障害のため若しくは産じょくにあるため歩行が困難であること又は刑事施設、労役場、監置場、少年院、少年鑑別所若しくは婦人補導院に収容されていること。
- 四 交通至難の島その他の地で総務省令で定める地域に居住していること又は当該地域に滞在をすること。

五 その属する投票区のある市町村の区域外の住所に居住していること。

六 天災又は悪天候により投票所に到達することが困難であること。

議案第 10 号

福岡県議会議員一般選挙及び福岡市議会議員一般選挙における投票所内の候補者の氏名等掲示の掲載順序を定めるくじを行う場所及び日時について

令和 5 年 4 月 9 日執行の福岡県議会議員一般選挙及び福岡市議会議員一般選挙における東区の投票所内の候補者の氏名等掲示の掲載順序を定めるくじを行う場所及び日時を次のように定め、告示する。

令和 5 年 2 月 20 日

福岡市東区選挙管理委員会
委員長 渡 辺 裕 江

- 1 場所 福岡市東区箱崎二丁目 54 番 1 号
福岡市東区選挙管理委員会事務局
- 2 日時 令和 5 年 3 月 31 日 午後 5 時 30 分から

(根拠)

- ・議決 公職選挙法第 175 条第 3 項の規定による。
- ・告示 市町村の議会の議員及び長の選挙における候補者の氏名等の掲示に関する規程(昭和 30 年福岡県選挙管理委員会規程第 44 号)第 2 条において準用する公職選挙法及び同法施行令等の規定による選挙運動及び政党その他の政治団体の政治活動に関する規程(昭和 30 年福岡県選挙管理委員会規程第 41 号)第 35 条第 3 項

公職選挙法

第一百七十五条(投票記載所の氏名等の掲示)

市町村の選挙管理委員会は、各選挙につき、その選挙の当日、(略)その他の選挙にあつては投票所内の投票の記載をする場所その他適当な箇所に公職の候補者の氏名及び党派別(略)の掲示をしなければならない。

3 第一項の掲示の掲載の順序は、(略)くじで定める順序による。

公職選挙法及び同法施行令等の規定による選挙運動及び政党その他の政治団体の政治活動に関する規程

市町村の議会の議員及び長の選挙における候補者の氏名等の掲示に関する規程

第二条 公職選挙法及び同法施行令の規定による選挙運動及び政党その他の政治団体の政治活動に関する規程(福岡県選挙管理委員会規程第四十一号)第三十五条及び第

三十五条の二の規定は、候補者の氏名等の掲示について、準用する。ただし 別記第十九号様式の二備考及び第十九号様式の五(その二)備考中「県の委員会」とあるのは「市町村の委員会」と読み替えるものとする。

公職選挙法及び同法施行令の規定による選挙運動及び政党その他の政治団体の政治活動に関する規程

第三十五条（掲示の順序のくじ）

市町村の委員会は、衆議院比例代表選出議員及び参議院比例代表選出議員の選挙以外の選挙につき、法第一百七十五条第三項の規定により行うくじの実施場所及び日時を、あらかじめ告示しなければならない。

議案第 11 号

福岡県議会議員一般選挙及び福岡市議会議員一般選挙における投票所内の候補者の氏名等掲示の掲載順序を定めるくじの方法について

令和5年4月9日執行の福岡県議会議員一般選挙及び福岡市議会議員一般選挙における東区の投票所内の候補者の氏名等掲示の掲載順序を定めるくじの方法を次のように定める。

令和5年2月20日

福岡市東区選挙管理委員会
委員長 渡辺裕江

- 1 掲載順序は、くじにより定まった順に右端から順次左に行う。
ただし、2段以上設けた場合は、右上欄から右下欄の順に、順次左に行うものとする。
- 2 くじの方法は、次のとおりとする。
 - (1) 候補者届出番号を候補者の固有番号とする。
 - (2) くじは候補者の固有番号と同じ数値を記載したくじ棒を用い、くじ箱から最初に取り出されたくじ棒に記載された数値に符合する固有番号の候補者を掲載順序の第1とし、2番目に取り出されたくじ棒に記載された数値に符合する固有番号の候補者を第2とする。
以下、順次くじを行い、くじ棒が取り出された順序を当該くじ棒に記載された数値に符合する固有番号の候補者の掲載順序とする。

(根拠)

・議決 公職選挙法第175条第3項の規定による。

公職選挙法

第七十五条（投票記載所の氏名等の掲示）

市町村の選挙管理委員会は、各選挙につき、その選挙の当日、（略）その他の選挙にあつては投票所内の投票の記載をする場所その他適当な箇所に公職の候補者の氏名及び党派別（略）の掲示をしなければならない。

3 第一項の掲示の掲載の順序は、（略）くじで定める順序による。